

委員会提出議案第1号

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年3月27日提出

紀の川市議会議長 村垣正造様

提出者 紀の川市議会  
総務文教常任委員会委員長 大谷さつき

提案理由

関係行政庁に対し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を求める意見書を提出するため。

## 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長を 求める意見書

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪等、気象の急激な変化に伴い、自然災害が頻発し、激甚化にさらされている。このような自然災害に事前に備え、住民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっている。

昨年10月の台風19号では、関東甲信地方を中心に記録的な大雨となり、各地で激しい雨が広範囲に降り続き、河川堤防の決壊や越水によるはん濫など極めて深刻な被害をもたらしたことは記憶に新しく、本市においても、近年は、大型化し勢力を増した台風の襲来や豪雨により尊い人命が奪われるなど、甚大な被害が発生している。

国においては、防災面あるいは国民経済・生活面を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策として、平成30年12月、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が取りまとめられたところであるが、これらの対策を着実に進めるためには、十分な予算と時間を確保する必要がある。また、近年の激甚化する災害状況を鑑みたとき、防災・減災、国土強靱化は、3か年緊急対策期間後も継続して取り組むべき事項であるとともに、更なる対策の強化が求められる。

よって、国におかれては、地方公共団体が緊急対策期間後も計画的に事業を推進することの必要性を踏まえ、防災・減災等対策に必要となる予算・財源を安定的に確保し、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間を延長されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

和歌山県紀の川市議会

(意見書提出先)

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
衆議院議長

財務大臣  
国土強靱化担当大臣  
参議院議長

総務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）